

我孫子市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市いじめ防止対策推進条例（平成26年条例第33号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき設置する我孫子市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 連絡協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長には市長を、副会長には会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を取りまとめ、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

3 前項の代理者は、委員とみなす。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(関係者の排除)

第6条 連絡協議会は、条例第19条第2項第4号に規定する審査の対象とな

る事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する委員がある場合には、その者を除いた委員で協議を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、子ども部子ども相談課及び教育総務部指導課において共同して処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この告示の施行後第2条第2項の規定により最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

別表（第2条関係）

| | |
|----------|---|
| 関係者 | 千葉地方法務局柏支局長 千葉県我孫子警察署長 千葉県柏児童相談所長 我孫子医師会会長 我孫子市民生委員児童委員協議会会長 柏人権擁護委員協議会会長 弁護士 児童心理に関する学識経験者 |
| 市長部局 | 市長 副市長 子ども部長 健康福祉部長 |
| 教育委員会事務局 | 教育長 教育総務部長 |